

営業所の専任技術者の取扱いについて

平成28年6月

営業所の専任技術者の取扱いについて次のとおりとしますのでご留意願います。

1. 営業所の専任技術者とは

- 営業所の専任技術者は、建設工事に関する請負契約の締結にあたり、技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積り等）を行うために置かれるもので、常時その営業所に勤務していることが必要であり、専任で置くこととされています。

2. 営業所の専任技術者の取扱いについて

- 予定価格が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の建設工事については、工事の主任（監理）技術者との兼務はできません。
ただし、予定価格が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満の工事であって、①当該営業所で契約した建設工事、②当該営業所が職務を適正に施工できる程度に近接した工事現場で③当該営業所と常時連絡が取れる状態である場合に、専任を要しない主任技術者になることができます。

- 営業所の専任技術者であっても、予定価格が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満の工事にあっては、1件に限って工事請負約款に規定する現場代理人（ただし、本市の場合は主任技術者と同等の資格を求めています。）を兼ねることができます。

3. 営業所の専任技術者の報告について

- 予定価格が3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）の工事については、本市と工事請負契約締結する際に、建設業の許可申請時に提出を行う、「専任技術者一覧表」の写し又は「専任技術者証明書（新規・変更）」の副本の写し（最新のもの）を調達契約課（上下水道局総務課・市立四日市病院総務課）へ提出してください。